

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３－１２ 資産運用リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１２－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他個別の資産運用 個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥～⑭ (略)</p>	<p>Ⅱ－３－１２ 資産運用リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－３－１２－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他個別の資産運用 個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>非清算店頭デリバティブ取引</u> <u>保険会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第10項第4号口に該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p><u>また、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の6の規定（当初証拠金）の対象となる保険会社は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u></p> <p><u>具体的な監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－２－４（４）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照するものとする。</u></p> <p>⑦～⑮ (略)</p>